雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（案）に関する意見募集の結果について

令和２年７月17日
厚生労働省労働基準局
労災管理課

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（案）については、令和２年５月 20 日から令和２年６月 18 日までの間、ホームページを通じて国民の皆様から御意見を募集したところ、合計１件の御意見をいただきました。

また、本省令（案）のパブリックコメントと同時期にパブリックコメントを行っていた「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」（案件番号：495200061）においていただいた御意見１件については、本件にてご回答することといたしました。

いただいた御意見と当該御意見に対する厚生労働省の考え方については、以下のとおりです。

なお、これとは別に、本件に関係のない御意見を１件いただきました。当該意見に対する回答は差し控えます。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の内容	件数	御意見に対する考え方
今回の改正は、２以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病について規定するとのことであるが、その判断が困難な際はどのように考えるか。 例えば医師の場合、病院を経営しているため、他病院と兼業している医師が多数存在するが、仮に職場と自宅の往復のみの状況で新型コロナウイルスに感染して休業するような場合、感染経路的に院内感染ではあるがどちらの病院で罹患したか		複数業務要因災害については、それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病との間に因果関係が認められないものの、複数就業先での業務上の負荷を総合して評価することにより疾病との間に因果関係が認められる場合に、新たに労災保険給付を行う対象となるものです。 ご指摘の複数の医療機関で働く医療従事者が新型コロナウイルスに感染したケースについては、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、複数

まで判別できないというケースも想定される。 この場合、労災保険の観点でいずれの病院を起因するかによって、労災保険のメリット制に影響が及ぶかどうかにつながるが、どのように判断されるのか。		就業先のいずれかの医療機関の業務により感染したものと考えられますので、業務災害として認定されるものであり、複数業務要因災害には該当しません。 なお、いずれの医療機関の業務により感染したものであるかについては、感染経路やそれぞれの業務内容等を調査の上判断してまいります。 この場合は業務災害に関する保険給付の支給決定になりますので、新型コロナウイルスの感染の原因となった病院のメリット収支率に影響が及ぶこととなります。なお、複数業務要因災害に関する保険給付の支給決定については、メリット収支率への影響はありません。
以下の４点について実務上の対応が判断しかねる為、コメントいたします。 一. この改正により、副業兼業先の把握は事業所の義務と考えるのか。あくまでも従業員による申請をベースの制度と考えるのか。 二. 本人が副業兼業先を申し出た場合に各事業所の平均賃金から給付されるのであって、申し出がない場合は単独事業所のみで平均賃金を算定する（現行と変わらない）運用でよいか。 三. 非災害発生事業所に業務災害の原因があると判断された場合は、災害発生事業所ではなく、非災害発生	1	一及び二について 今般の省令改正に伴い、申請人は被災労働者の副業・兼業の有無を請求書に記載した上で所轄労働基準監督署長に提出することとなりますが、申請人が副業・兼業の有無を記載せずに請求書を提出した場合は、当該被災労働者は複数事業労働者ではないものとして取り扱うこととなります。 したがって、副業・兼業の有無の把握は事業主の義務ではありません。また、申請人が被災労働者の副業・兼業の有無を記載せずに請求書を提出し、業務災害として認定された場合は、従来どおり当該事業所のみの平均賃金で給付基礎日額を算定することとなります。 三について

事業所に労災保険料率のメリット制に影響が及ぶのか。 四. 副業兼業先の勤務が不定期な場合､どの程度勤務していたら平均賃金に合算するという基準はあるのか。仮に、副業・兼業先での平均賃金算定対象月の勤務が０日だとしても､平均賃金算定を副業兼業先に依頼しなければならないのか。		非災害発生事業場とは、業務災害等において、災害が発生していない事業場のことを指します。 したがって、非災害発生事業場のメリット収支率に影響はなく、災害発生事業場のメリット収支率にのみ影響が及ぶこととなります。 一方、今般の制度改正により新設された複数業務要因災害に関する保険給付については、複数の事業場での負荷を総合的に判断して初めて労災認定できる際に支給決定がされるものであり、この場合はどの事業場のメリット収支率にも影響が及ばないこととなります。 四について 平均賃金の算定については、過去三ヶ月間の勤務の実態に応じて算定することとなりますので、別の就業先の勤務の多寡によって合算するか否かが左右されることはありません。 なお、申請人が複数事業労働者として労災申請を行う場合は、申請人に被災労働者の使用されていた各事業場ごとに当該事業場の平均賃金に関する資料を提出いただくこととなります。